

令和2年4月20日

唐津市内の認定こども園・幼稚園をご利用の保護者の皆様へ

唐津市長 峰 達郎  
(公印省略)

緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃から、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
全国を対象に緊急事態宣言が発出されたことを受け、国（厚生労働省）からの「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」に基づき唐津市内の保育施設の利用について次のとおり対応させていただきます。感染拡大を防ぐためのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応

### 緊急事態宣言が出た場合の対応

緊急事態宣言の期間である4月21日から5月6日までは、幼稚園部門の方については臨時休園となります。また、保育部門の方については登園をお控えください。緊急事態宣言が予定より延長・短縮された場合、その期間においては登園をお控えください。県知事より臨時休園の要請があった場合、原則として臨時休園となります。

なお、仕事を休むことができないなど、やむを得ず保育園の利用が必要な場合については引き続き保育園を利用することができます。登園する場合であっても、登園前に子ども  
の体温の計測の徹底など感染拡大の防止をお願いします。

### 登園をしなかった場合の保育料について

緊急事態宣言の期間中に保育園を利用しなかった場合、利用しなかった日数分の保育料は日割り計算を行います。日割り計算した保育料は、翌月の保育料に振り替えます。日割り計算に伴うお手続きは不要ですが、保育料変更のお知らせは行いませんのでご了承ください。

### 臨時休園する場合

- (1) 感染した子ども・職員が、発熱や呼吸器症状が出ている状態で登園していた場合、その保育施設については臨時休園（一部または全部）することとします。
- (2) (1)とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、県の衛生部局等と相談の上、感染者がいない保育施設についても臨時休園を行うことがあります。

### 新型コロナウイルス感染症に関するお問合せ先

- |                 |                                              |
|-----------------|----------------------------------------------|
| (1) 厚生労働省電話相談窓口 | TEL：0120-565-653<br>受付時間：9:00～21:00（土日・祝日も可） |
| (2) 唐津保健福祉事務所   | TEL：0955-73-4186<br>受付時間：8:30～17:15（平日）      |

#### 【本件に関するお問合せ】

唐津市保健福祉部子育て支援課 TEL：72-9151

## 保育の認定や保育料無償化に関する認定について

緊急事態宣言が発出されたことに伴い、令和2年5月31日までの保育の必要性について特例的な取り扱いをします。

ただし、特例的な取り扱いの対象となる場合は、子育て支援課（0955-72-9151）までご連絡ください。

## 教育・保育施設の利用自粛に関するFAQ（よくある質問）

### 就労実績の大幅な減少

Q1. 保育園に預けるためには月60時間以上の就労が必要だと思いますが、休業要請等により就労先が一定期間休業になり、就労実績が月60時間を満たすことができません。保育園は退所になりますか？

A1. 下記の対象期間に限り、就労実績が月60時間を満たさない場合でも、退所とはなりません。全国的に在宅勤務の推奨や休業要請が行われている状況を踏まえ、特例的に継続利用が可能です。

【対象】 令和2年5月1日時点で入所中の子どもの保護者

【対象期間】 令和2年4月1日から5月31日まで

### 育児休業からの復帰について

Q2. 新規入所の条件として、入所日の1か月後までに育児休業から復帰する必要がある（例：4月入所の場合5月1日）とされていますが、休業要請および登園自粛等を理由に育児休業を延長した場合、退所（入所決定取消）となりますか？

A2. 特別な社会情勢を踏まえ、特例的に育児休業の期間を延長された場合でも令和2年6月1日から復帰の場合に限り、継続利用が可能です。

【対象】 令和2年4月に入所した子どもの保護者

### 求職活動での利用について

Q3. 求職活動を理由に入所決定（利用中）し、3か月以内に就労を開始することが入所継続の条件となっていました。面接やハローワークに行くこともできません。求職活動を理由に預けることができる期間が終了した時点で退所となりますか？

A3. 外出自粛要請等のため、特例的に求職活動を理由として利用した月が3か月を超える場合でも、令和2年6月1日から就労開始の場合に限り、継続利用が可能です。

【対象】 令和2年5月1日時点で入所中の子どもの保護者